

2021年1月13日

政府関係省庁 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 丹波正史 中島純男

橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2020年度政府各省要求事項について

前略

2020年度の政府要請は、新型コロナの感染拡大が「第3波」と称され、日々新規感染者数を更新している状況にあることから、例年の面談による話し合いではなく、文書による要請をします。

政府関係省庁には、要求事項に対し、文書および資料による回答を求めます。1月25日を回答期日としますので対応をお願いします。

メール（zjr@mbg.nifty.com）か FAX（027-253-2744）でお寄せください。

よろしく願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(1) 農林水産省

- 1、カロリーベースの自給率は38%と低位にある。少子高齢が進むもと担い手の不足をどのように補ってゆくのか。耕作地も大幅に減少している。新規・復帰就業者総合支援事業の充実改善と自治体が独自に行う新規・復帰支援事業への支援を検討されたい。
- 2、公共の種子を守ってきた「種苗法」は、一部改定法の強行採決により、農家経済を圧迫し、営農を危機に追い込むことは明白であるから、農家経営支援は不可欠となる。米直接支払交付金を元の水準（10㍓1万5000円）に戻して価格変動支払いも復活するなど、農家に歓迎されていた戸別所得補償の復活を求める。
- 3、台風や豪雨、地震、長期の停電など自然・人的災害による農地やため池の被害は大きく、農林水産関連の加工・施設なども経営が困難となっている。迅速な被害把握と対応、さらに生活・生業再建対策を求める。
- 4、地域にあった生活拠点づくり、コミュニティバスの運行、高齢者集落への

「集落支援員」の配置などにより、地域住民の買い物や医療、福祉、教育など生活に不可欠な最低条件の整備を求める。こうした対策を講ずる自治体に対し、国の支援を強められたい。

5, (生産局畜産部食肉鶏卵課) 愛知県あま市にある化製場における悪臭公害問題は長年にわたり周辺住民を苦しめている。同工場へは、中部地区一円の畜産関連施設から処理過程で発生する畜産副産物が運び込まれるとともに、愛知県内の約9割を処理している。「化製場」が、畜産振興上必要な施設であるとするなら、化製場法や廃掃法に適合した方法で、処理等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生が絶対的に確保されなければならない。法令等に基づき適正適切に運営が行われているか現地調査を実施し、悪臭公害問題が解決しない原因を明らかにし、国として問題解決を図られたい。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(2) 国土交通省

- 1, 住まいは人権の立場で公営住宅政策を充実し、耐震化、建て替え、住み替えなどの各種の振興策を実施されたい。建て替え時の国の補助率と補助単価を大幅に引き上げられたい。また、現存する公営住宅、改良住宅は老朽化や入居者高齢化や一人住まいが進んでいる。コミュニティーの維持、エレベーターの設置など住民要求を正しく把握し、バリアフリーを取り入れ、障害者や単身者などの住みやすい住宅・家賃へ転換をはかられたい。
- 2, 狭小の二戸一などの住宅は、街づくりからも問題であり、住宅の住民への払下げを具体的に推進していく上で、法的行政的な援助をされたい。そのための手続き上の具体的内容を提示されたい。
- 3, 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。
- 4, 国民の命と暮らしを守ることを最優先とし、防災と生活関連公共事業を積

極的に推し進められたい。豪雨災害と関わり河川改修を優先的に整備することが教訓となった。河川堤防に鉄板導入など改修予算を大幅に引き上げられたい。

5、高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増している。「平成30年度予算で3万戸、305億円」と応えているが、都府県別に資料を示し、今後の見通しも具体的に明らかにされたい。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(3) 経済産業省

- 1, 消費税10%増税と複数税率の実施、新型コロナの問題も相まって、实体经济の悪化を招いている。5%への減税を求める。一方2023年適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行が盛り込まれていることも重大である。インボイスを発行できない500万もの免税業者は取引排除の危険にさらされ、やむなく課税業者になれば財務省試算で1事業所当たり15万円超の消費税が押し付けられる。中小業者への過酷な税負担や実務負担に配慮した免税点制度の実質的な廃止によって、中小業者は根絶やしにされかねない。インボイス制度導入の見直しを求める。
- 2, 同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除を徹底されたい。
- 3, 「えせ同和行為」について省が把握している現状を明らかにし、同和問題の人権侵犯件数などが示す現状とは異なる誤った内容の啓発パンフが「えせ同和行為」を誘発している事態も視野に、啓発パンフの見直しおよび行政・企業に対する指導と正しい啓発の強化をはかられたい。

4, 靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充
実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継
承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡
大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこ
と。

5, 東日本大震災をはじめ、西日本集中豪雨、台風などによる被災地の復旧・
復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を拡充し速やかに執行された
い。とりわけ大規模災害では数多くの河川氾濫・決壊が生じた。河川改修及
び生活と生業支援予算を大幅に引き上げられたい。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(4) 法務省（人権擁護局）

1, 「部落差別解消推進法」にかかわる国会附帯決議の遵守を自治体に徹底されたい。法の恣意的な拡大解釈で市民を罰則の対象とする自治体条例や、旧同和地区を対象に住民実態調査を全員対象に調査をおこなっている自治体も見受けられる。「新たな差別を生むことがないように留意」と決議は3点示したが、省は法に反する条例や「調査」の実体を把握し、是正を指導されたい。(添付資料参照)

2, 「部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づく調査結果」及び「概要」が6月に公表され、「部落差別の実態」として、発生しているのは主に①特定の者を対象とする表現行為、②特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む）、③結婚・交際、→ ①②についてはインターネット上のものが増加傾向。正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残る。インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機がうかがわれる。とまとめている。

総じて人権侵犯処理件数など実社会の問題は減じていることが省のまとめでも明らかであり、省がいう「実態」は、ネット空間や「意識」を取り上げ

て、ネット検索の動機という「意識」が差別行為を生じるかのような捉え方を示すことでしか、現在進めている啓発を根拠づけることができないことを明らかにした。

「新しい差別意識」を生んでいる旧同和地区住民・団体優遇措置をやめること、さらに、ごく一部に見られる「差別」を誇張して「古い遅れた差別意識」を告発する従来の啓発・教育をやめて、省「報告書」も指摘する「国民から理解と共感を得られるもの」へと大転換することが課題と考える。

「国民から理解と共感を得られるもの」を省はどう考えているのか示されたい。

3, 2019年12月27日付けの通知（法務省権調第123号法務省人権擁護局調査救済課長依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」）では、「個別具体的事情」「個別の判断」が必要とされているが、「表現の自由」とも関わって慎重な対応が求められる。なお、「部落差別の歴史的本質」との記述について説明を求める。

4, 国連パリ原則に沿った独立・実効性が確保される「国内人権機関」を求める。

資料 法務省

厚労省（地域福祉課）

2020年12月28日

福岡県知事

小川 洋 様

福岡県地域人権運動連合会

会長 川 口 學

隣保館を対象にした人権侵害(差別)等の調査についての申入れ

福岡県人権・同和対策局は、5年に一度の「隣保館人権課題把握調査」を2020年11月から2021年9月にかけて「人権・同和問題の解決に向けた隣保館活動の適切かつ効果的な取組みの参考とするため、隣保館を対象とした、調査を実施し地域の課題を把握する」（以下、「隣保館調査」）として、12月2日に福岡県地域人権運動連合会に説明しました。

私たちは同月5日、県連幹事会で「隣保館調査」を議題にあげて討議しました。討議の結果、「調査」の目的・内容等を詳細に把握し、「部落差別解消推進法」の附帯決議を参照にして人権連県連の見解をまとめ、県人権・同和対策局に文書で申入れることにしました。また、申入れの各項目については、人権連県連と県人権・同和対策局で相互の理解を深め、残された部落問題解決の具体的な処方箋を導き出すため、適宜、意見交換の機会を設けることが重要という結論に達しました。

そこで以下の理由と6項目の要望を申入れ、「隣保館調査」にあたって福岡県の善処を強く要請するものです。

申入れ理由

1、福岡県は、5年間隔で実施している「隣保館調査」を今回も前述の期間と内容で実施するとしています。前回、2015年度（平成27年度）実施の「報告書」によれば調査対象を①市町村域全体②周辺地域③主たる活動地域に分けて調査しています。③の「主たる活動地域」は、「旧同和地域・住民」を特定していることは明らかです。今回の調査でも、隣保館が所在する「主たる活動地域（町丁・字）」など、となっています。

このことは、2016年12月に「部落差別解消推進法案」の参議院法務委員会質疑の結論に抵触しており、きわめて問題です。法務委員会質疑で仁比聡平議員（日本共産党）から「2011年度に実施した全国隣保館協議会（全隣協）の実態調査で、隣保館関係全住民の進学率・生活保護受給率などの個人情報・プライバシーにかかわる調査が人権連等の反対にもかかわらず実施された」と指摘され、提案者側は「隣保館の対象者の調査等をふまえ、今回の法案の6条の実態調査は、対象となる個人とか地域等々について実態調査をすることは全く考えておりません」と答弁しています。

2、部落解放同盟中央本部は10月28日、法務省と「部落差別の実態に係る調査結果報告書」をふまえ、「部落問題解決に向けた施策、被差別実態の把握など」について意見交換を行い、その内容について12月5日付け『解放新聞』で報道しています。

それによると解放同盟は「被差別体験の集約を訴え、モデル的に地方公共団体と連携し実態の把握を（旧同和地区を）特定しなくても実態をつかむ方法はある」と法務省に要請しています。この要請に法務省は「調査結果を地方公共団体と共有、意見交換等をして課題を把握し、その結果を踏まえ、つぎにどういう手を打てばいいか検討したい」と応じています。

福岡県は今回の「隣保館調査」にあたって「国からの打診・協議はない。あくまで5年に一度の定期調査」と説明していますが、今回の調査項目には新たに「隣保館利用者に対し、人権侵害（差別）の体験等をアンケート調査」するとしています。このことは解放同盟が法務省との意見交換の際、「（6条）調査結果を地方公共団体と共有、意見交換等をして、モデル的に地方公共団体と連携し実態の把握」を要望した内容に応えるものと言わざるをえません。

3、同推進法の附帯決議（参議院）は「部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、当該調査が真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」を求めています。また、実態調査については同法制定にあたっての参議院法務委員会論議で、議員から旧事業対象地区、旧事業対象者の洗い出し・掘りおこしを現に戒める意見がだされ、同法案提案者側と法務省は「旧同和地区を特定した上で、その中にいる対象者を一部切り出してその調査を行うということを考えているものでもなく、その必要性もない」と明言しています。

4、隣保館の運営について厚生労働省は「中立公正な運営の確保」として①隣保館は「公の施設」、運営は常に中立公平を旨とする②館の利用は公正な運営に努める③隣保館の事業運営に行政の主体性を確保し、民間運動団体とはそれぞれ立場、役割を明確にし、地域住民の理解を深める、館長と民間運動団体の幹部役員が同一人であることは避ける」ことなどを明示、民間運動団体の運動と隣保館に事業を峻別し、戒めています。

全国の隣保館は築後、40年以上経過した建物も数多くあります。福岡県下33市町村、74隣保館の中には、会議室や大ホールが2階に設置されているにもかかわらず、エレベーターや車椅子用のスロープが設置されていない施設もあります。今回の「隣保館調査」では「利用者アンケート調査」も実施され

ますが、地域に開かれたコミュニティーセンターとしての利便性を増進し、幅広い市民に活用される施設に脱皮するよう検討すべきです。

以上のことから以下、具体的に6項目の要望を申し入れます。

申入れ項目

- 1、 調査項目にある「主たる活動地域」とはどの範囲を指しているのか。
それが「旧同和地区」を指すのであれば、参議院委員会質疑に抵触することから調査対象にしないこと。
- 2、 「個人」を特定して学歴や生保受給等のプライバシーに係る調査は行わないこと。
- 3、 隣保館利用者に対する人権侵害（差別）の体験等のアンケート調査は恣意的な解釈をされる危険性があることから、調査項目から外すこと。
- 4、 地域要求のアンケート調査項目の中に隣保館利用の利便性増進のためエレベーター設置や冷暖房設置、部屋の改修等をいれること。
- 5、 隣保館の名称改編や館運営の公開・民主・公平性の確保を利用者アンケートの設問項目に加えること。
- 6、 行政の外郭団体の社会福祉法人が指定管理者として運営している隣保館の実態把握に努め、市民が誰でも自由に使用できる運営状況の調査を徹底すること。

以上

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(5) 文部科学省

- 1, 憲法・子どもの権利条約にもとづいた教育、教育費の保護者負担の軽減、
少人数クラス編成などを実施されたい。

- 2, 教科書の身分制や部落問題に係わる記述について、①江戸時代にさかのぼって賤民身分だった人々が今も差別されているかのような書きぶりは、差別を助長するものであり、やめていただきたい。②旧同和地区の環境改善だけでなく、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる事実をふまえた内容にされたい。

- 3, 「旧同和地区」へのフィールドワーク、「旧同和地区」の児童生徒を対象とした学習会や子ども会の実質的継続は、子どもたちを「分断」することから、やめるように指導されたい。

- 4, 「部落差別解消法」にかかわり、法本文だけでなく国会附帯決議の遵守と具体化を周知・徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。

5、児童生徒支援加配教員については、依然として同和問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置と趣旨に沿った大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。

6、省は「(統一) 応募書類について、応募者の適性・能力に基づく差別のない公正な採用選考が行われるよう」様式の一部改定や使用の徹底を図っているが、県段階の教育長通知などでは、自衛官募集にかかわり自衛隊が直接生徒の自宅訪問を容認する内容が見られるなど、一般企業には禁止されている就職ルールを無視する事態が起きている。各都道府県教育委員会に対し、自衛隊が統一応募書類の趣旨を遵守すること、就職ルール違反の事態については是正すべきことの指導強化を求める。省の事態に対する認識と是正指導方針を明らかにされたい。

7、地域の在日外国人の教育について

国際人権規約や子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についてはその国籍に関係なく、その子どもが実際に住んでいる国の政府が責任をもつことになっている。

① 朝鮮学校の無償化について

国は高校無償化法により、公立高校授業料を不徴収とし、私立高校生に公立授業料と同額の高校就学支援金を支給するようにした。この措置は多くの外国人学校にも適用されているが、朝鮮学校は適用除外となっている。他の外国人学校と同じように扱うように要請する。

国の「高校無償化法」でも、日本の高校教育に準じた外国人学校に「無償化」措置をすることになっている。朝鮮学校での教育は、教科書はハングルで書かれているが、日本の学習指導要領にそったものが多く、日本の高校教育に準じた

ものといえる。このことは、日本の大半の大学が朝鮮学校卒業者を高校卒業と同程度の学力があるとして受験を認めていることから裏付けられる。朝鮮学校が今日のような形で存在している背景には、戦前からの日本による朝鮮侵略と植民地支配の歴史がある。それだけに、日本政府には国際条約や人権の精神にそった誠実な対応が求められている。

8、愛知県尾張南部地域に夜間中学の設置を

義務教育は、憲法第26条にて、全ての国民に義務教育を保障するものとして位置付けられている。

読み書きや知識を習得し、思考を育てる教育がなければ、「人格の完成」も「国民主権」も「健康で文化的な最低限度の生活」も絵に描いたもちである。また、国際人権規約や子どもの権利条約は国籍を問わず「教育を受ける権利」を認めており、その保障は国際的な義務である。

こうした中、夜間中学は、日本語学習を希望する外国人や不登校・ひきこもりなど十分に義務教育を受けられなかった人たちの学び直し場として義務教育を保障するかけがえのないところとなっている。

尾張南部地域には、十分に義務教育を受けられなかった人たちがおり、学び直し場として、文科省は愛知県と連携し、公立の夜間中学を設置し義務教育の機会を保障すべきことを要望する。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(6) 厚生労働省（雇用開発課）

- 1, 就職応募者の人権を保障するため「統一応募用紙」の遵守、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底されたい。
- 2, 「就職差別につながるおそれ」の把握件数を示し、経年変化ふまえ、部落問題解決とかかわり現在の状況に対する認識を明らかにされたい。
- 3, 隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。実績を各県ごとに明らかにされたい。その変化・推移を省としてどのように評価されているのか認識を明らかにされたい。
- 4, ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。
- 5, 難病患者の生活実態や労働の現況などをふくめた実態調査を行われたい。

(6) - 2, 厚生労働省 (地域福祉課)

- 1, 母子対策関連事業 (旧家庭支援推進保育事業) の各都道府県別実績 (対象保育所数) と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。
- 2, 隣保館は部落問題解決の到達にたち、旧同和地区を前提にした相談や交流に関する国補事業は廃止されたい。広域隣保も含め、隣保館の在り方を全面的に見直しされたい (広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい)。同時に、多様な要求にもとづく隣保館活用について住民の意見が十分反映できる運営をはかられるように設置主体を指導されたい。また、隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーター設置等の予算を積極的に確保されたい。(添付資料参照)
- 3, 新型コロナ感染拡大に伴い、医療体制の人的物的財政的支援が急務であることは誰の目にも明らかになった。医療体制にかかわって、医療体制崩壊になるような事態を招いている国の医療政策、個人の責任とする根本的な誤りをどう考えているか先ず明らかにされたい。さらに、GO TO 事業の中止、公立・公的病院等 4 2 4 病院を名指しした再編・統合の撤回及び地域医療自由実に向けて医師や看護師の不足解消を求める。

(6) - 3, 厚生労働省 (老健局関係ほか)

- 1, 介護度 3 以上でないと特別養護老人ホームに入所できない実態を改められたい。

2, 介護保険報酬の見直しは、介護労働者の賃金を大幅に引き上げること、事業所経営が健全化されること、これらを前提に組み立てられたい。

3, 若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の「最低保障年金制度」を国の責任で創設されたい。

4, 低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし、早急に入所待機者を解消すること。

5, 小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。

6, (医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課) 愛知県あま市にある化製場における悪臭公害問題は長年にわたり周辺住民を苦しめている。同工場へは、中部地区一円の畜産関連施設から処理過程で発生する畜産副産物が運び込まれるとともに、愛知県内の約9割を処理している。「化製場」が、畜産振興上必要な施設であるとするなら、化製場法や廃掃法に適合した方法で、処理等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生が絶対的に確保されなければならない。法令等に基づき適正適切に運営が行われているか現地調査を実施し、悪臭公害問題が解決しない原因を明らかにし、国として問題解決を図られたい。

7, 障害者と難病患者の問題

①「クラスター発生前に手を打つ」コロナ感染予防対策として、医療・介護などの関係者に対するPCR検査を拡充していただきたい。コロナ感染症予防

(7) 外務省・総合外交政策局（人道人権課）

- 1, 国連関係委員会の「勧告」は、同和問題を「人種問題」に位置づけ、長年にわたる解決の取り組みに対する誤解が含まれている。国際社会に正しい理解を拡げられたい。
- 2, 「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもので、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。
- 3, 日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにならないうち、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」と、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

(8) 環境省（水・大気環境局大気環境課）

愛知県あま市にある化製場における悪臭公害問題は長年にわたり周辺住民を苦しめている。同工場へは、中部地区一円の畜産関連施設から処理過程で発生する畜産副産物が運び込まれるとともに、愛知県内の約 9 割を処理している。「化製場」が、畜産振興上必要な施設であるとするなら、化製場法や廃掃法に適合した方法で、処理等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生が絶対的に確保されなければならない。法令等に基づき適正適切に運営が行われているか現地調査を実施し、悪臭公害問題が解決しない原因を明らかにし、国として問題解決を図られたい。